

2026年(令和8年)3月27日

兵庫県警察本部

本部長 小西 康弘 殿

兵庫県弁護士会

会長 中山 稔 規

同人権擁護委員会

委員長 李 延 壯



警告書

当会は、 N 氏、特定非営利活動法人長田、関西合同労働組合（以下「申立人ら」という。）から人権救済の申立てを受けた兵庫県警察本部（以下「貴本部」という。）公安1課及び3課による申立人らへの搜索差押行為につき、慎重に調査検討した結果、貴本部に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

貴本部の警察官らが、 N （以下「 N 」という。）に対する免状不実記載の容疑で、2024年(令和6年)2月15日(木)午前8時頃から正午過ぎにかけて、神戸市長田区所在の特定非営利活動法人長田（以下「NPO 法人長田」という。）の事務所及び関西合同労働組合（以下「合同労組」という。）の事務所、更に同日時に高槻市の N の自宅に行った搜索・差押は、 N に「住所の不実性」が認められないことは強制捜査によらなくとも容易に究明できたと思われる上、搜索差押の範囲及び対象などにおいて捜査の必要性の限度を超えたものと認められるから、公安調査活動による疑いが強く、申立人らの人権を侵害した違法なものであると判断されるので、二度とこのような令状主義を潜脱する搜索・差押を行わないよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

(1) 貴本部のなした本件搜索・差押行為の概要

ア NPO 法人長田の事務所の搜索・差押

2024年(令和6年)2月15日(木)午前8時、貴本部公安3課の警

察官13名がNPO法人長田の事務所に「免状不実記載罪」との容疑で捜索差押令状を持ってやってきた。Nの高槻市内の住民票上の住所を使用しての運転免許更新が「虚偽の住所を申請した」という説明であったが、同人名義の原付バイクも捜索検証の対象となっており、公安3課の齋藤輝彦警察官の説明では同人が神戸のNPO法人長田の事務所と家族と暮らす高槻の実家との2か所の住居を持っていることが「免状不実記載罪」の根拠となるという趣旨の説明をしていた。

警察官らは、まず、Nの身体を捜索し、スマートフォンを押収した。次に、検証と称して事務所1階の各部屋の寸法を測った後、1階を捜索し、N宛の年賀状の写真を撮った。次に、2階の各部屋の寸法を測り、Nの免許証、保険証、レシート、神戸市からのN宛の文書、NPO法人長田名義の車検証とキー、N名義の原付のキーを押収した。捜索が終わったのは12時過ぎであり、この間、事務所前に機動隊員5名がバリケードのように配置されるなどしたため、NPO法人長田と合同労組の仕事が妨害された。合同労組の石田勝啓副委員長が「仕事があるので事務所に入らせてくれ」と要請しても無視された。

イ Nの自宅の捜索・差押

上記同日同時刻、貴本部公安1課の警察官数名が、Nの高槻の自宅に、捜索差押令状を持ってやってきた。被疑事実は上記アと同じ免状不実記載の嫌疑であった。警察官らは自宅を捜索し、日本年金機構からのN宛の葉書1枚を押収した。

(2) Nの居住関係とバイク購入の経緯について

ア Nは2017年(平成29年)7月から高槻市の自宅に住民票をおいて居住していた。同人は同住所で妻、子ども、義母と4人で暮らしていた。同人は自宅近くのB病院(医療法人C)で20年以上、週末の日直・宿直業務に従事しており、土・日は自宅で生活している。

イ Nは阪神淡路大震災以降の震災復興ボランティアに従事し、2005年(平成17年)のNPO法人長田の設立に尽力し、神戸市の委託事業である「地域拠点型一般介護予防事業」を担当するとともに、神戸市内で週4日間A社の訪問介護ヘルパーに就労し、そのため月曜日から金曜日はNPO法人長田の事務所で寝泊まりし、土・日は高槻市の自宅で生活するという生活サイクルを送っている。

ウ Nは長田区で訪問看護ヘルパーの仕事のためにバイクを購入するこ

とし、販売店のサンオートサイクルで原付バイクを購入した。普通自動車運転免許証の住所が自宅のある高槻市であるため、自宅の住所で登録するには高槻市からナンバープレートを取得する必要があり、時間がかかる、神戸市の住所で登録すればナンバープレートの即日交付・バイクの即日使用ができるとアドバイスを受け、住所を長田区の住所にして登録したものである。

エ 神戸市のホームページでは、住民票がなくても登録できる旨案内されている。

オ N は、NPO 法人長田の同人宛の公益社団法人兵庫県監護協会からのはがきを資料として添付して登録の手続をした。これにより、運転免許証の住所と違う登録は認められている。

(3) 自動車運転免許証の更新について

なお、N は、2023年（令和5年）の自動車運転免許証の更新の際に、住民票のある高槻市内の住所で更新している。

2 判断

(1) 念のために免状不実記載罪（刑法第157条第2項）の構成要件等について検討する。

ア 同罪は、「公務員に対し虚偽の申立てをして」「免状、鑑札若しくは旅券に不実の記載をさせ」た場合に成立し、法定刑は「一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金」である。

イ 「免状」とは、特定の人に一定の行為を行う権利を付与するために発行する公務所・公務員の証明書を指し、自動車運転免許証はこれに該当する。また、「不実の記載」とは文字どおり、事実とは異なる記載を指す。

ウ なお、自動車運転免許の更新申請の際に自己の住所について虚偽の内容を記載し、自己の本当の住所とは異なる住所が記載された運転免許証の交付を受けた者について、免状不実記載罪の成立を認めた判決があるが（東京高裁判決平成4年1月13日）、同判決の事案は、被告人が既に居住していない住民票上の住所を申請したというもので、申請した住所においても居住実態があった本件とは異なる。

(2) 貴本部の捜索・差押えの違法性の有無について

ア 貴本部の捜索・差押えの被疑事実は明らかでないが、① N の2023年（令和5年）の自動車運転免許証の更新の際に、高槻に住所の実態がなく神戸市長田区内に居住しているのに、適正に住所の変更をせずに更新したこ

とが免状の不実記載なのか、それとも②住民票が高槻市にあるのに、長田区で原付登録したことが不実記載とされたのかのいずれかは申立人らから提供された資料では判然としない。

イ 仮に、被疑事実が、上記①免許証の更新の際の住所の不実記載というのであれば、これは明らかに容疑事実が存在しないといわなければならない。なぜなら、N は、土・日は自宅に戻って自宅近くの B 病院に勤務しており、同病院を経営する医療法人から 2022 年（令和 4 年）に永年勤務による表彰状の交付を受けているなど、高槻市内の自宅における同人の勤務実態及び居住実態は明らかであったから、あえて捜索・差押えなどの強制捜査手続きを取らなくとも、本人及び家族や関係者からの任意の事情聴取等により容易に把握できたはずである。一般の会社員が自宅に住民票をおいたまま遠方に勤務していて、週末や祝祭日に家族のいる自宅に戻るケースは多数存在することは公知の事実であるから、申立人 N が住民票を神戸市長田区に移さないままに運転免許を更新したとしても不実記載とされることはあり得ない話である。

ウ 仮に、上記ア②のとおり、住民票と異なる長田区の住所での原付登録が被疑事実であったとしても、前記認定のとおり、神戸市においては住民票と異なる住所での原付登録が認められているところ、この事実は神戸市に必要書類を徴求して調査するなり、担当部署に問い合わせるなりすれば容易に判明することである。

エ 更に、申立人 N の居所がどこにあるかが捜査の目的であったとしても、既に述べたとおり、N は、週のうち月から金までは NPO 法人長田の業務と A 社の訪問看護ヘルパーの仕事に従事しており、長田区内での勤務実態は明らかであるとともに、バイクは長田区での訪問看護に使用する目的で購入しているのであるから、その必要性も認められる。かつ登録申請書類にも不実の記載は一切ない。よって、この点からしても、捜索・差押えまでする必要性は認められない。

(3) 当会の結論

ア 前記第 1 項に認定した事実からすれば、前号ア記載①②のいずれについても、N には何らの被疑事実も認められない。仮に不実記載の疑いがあったとしても、本件被疑事実は、①申立人 N が購入した原付の使用者住所を NPO 法人長田の事務所で登録した、又は②住民票が高槻市にあるのに、長田区で原付登録したといういずれも微罪であり、これまでに指摘し

たように、事前調査及び任意捜査で十分究明できたと判断される。それにもかかわらず実施された貴本部の申立人らに対する差押・捜索は、十分な理由もないうえに（仮に不実記載の疑いがあったとしても）必要な範囲を逸脱した違法な捜査であると認められるから、申立人らの人権を侵害していると考えるのが相当である。

イ 現に、本件捜索・差押後、N は逮捕も起訴もされていないことに加え、免状不実記載については、2005年（平成17年）1月21日付で合同労組等に対する同種事案の捜索・逮捕申立事件において、当会から貴本部に対し警告がなされている。申立人らによれば、以後、この20年間に4～5回ほど免状不実記載で家宅捜索が行われていたとのことであるが、いずれも起訴に至ったとの形跡はない。これらの事実も、N に対する嫌疑が全くなかったことを裏付けるものといえる。

ウ これらの点からすれば、貴本部の行った本件捜索・差押は、正当な根拠に基づかない公安調査目的（特に合同労組に対する）の違法捜査であるとの疑いが強いといわざるを得ない。

3 結論（警告を相当と判断した理由）

以上のとおり、貴本部の本件捜索差押行為は、令状主義を潜脱し、申立人らの人権（N 及び合同労組の労働組合活動の自由〔憲法第28条〕、N の住居の平穩の自由〔同第13条〕、NPO法人長田の結社及び営業の自由〔同第21条、第22条〕）を侵害するものであると判断される。

本件においては、2005年（平成17年）1月21日付の前記同種事案とは異なって捜索差押にとどまり、逮捕者までは出ていない。しかしながら、前記同種事案で当弁護士会から貴本部に対し警告がなされているにもかかわらず、今回もまた同様の不当な捜索差押が行われたことを踏まえると、本件についても警告処分とすることが相当と考えるものである。

以 上